

業 務 仕 様 書

1 適用範囲

この仕様書は、三重県警察学校及び三重県警察機動隊の空調設備保守点検業務について適用する。

2 履行期間

契約締結日から令和7年3月31日まで

3 履行場所

- (1) 三重県津市高茶屋四丁目2750-1 三重県警察学校
- (2) 三重県津市高茶屋四丁目2746-1 三重県警察機動隊

4 点検時期及び回数

(1) シーズンイン点検整備

別添「三重県警察学校外1か所空調設備機器点検一覧表」のとおり。

(2) 定期点検整備（ガス式ヒートポンプエアコン）

ア 定期点検整備

ガス式ヒートポンプエアコンが運転時間10,000時間を超えた際の定期点検を実施した場合は「GHP定期点検・定期交換チェックリスト（K1型）」を作成し、委託者に提出すること。

なお、点検整備には、30,000～50,000時間運転による定期部品交換も含む。

イ 故障対応

整備維持管理上必要とする修理及び部品交換、清掃、油脂類の補充等についてもフルメンテナンス契約内業務として受託者の負担で修理すること。

5 点検方法及び内容

受託者は、業務を実施しようとするときは、あらかじめ委託者に通知し、立会い又は指示を受けて作業すること。

(1) 点検設備

- 空冷式ヒートポンプエアコン
- ガス式ヒートポンプエアコン
- 送風機類（遠心送風機・消音ボックス付き送風機）
- 全熱交換器

(2) 点検保守項目

- 全般・・・各設備機器の外観点検（腐食、変形、破損、異音等の点検）
- エンジン、モーター類・・・圧縮器、凝縮器、電気回路等の点検
- ドレン等・・・内部汚れ点検、ドレンパン点検・ドレン配管の点検
- 送風機類・・・Vベルト、羽根車、モーター、固定ボルト緩みの点検
- 全熱交換機・・・熱交換機点検・熱交換素子等の清掃
- フィルター等・・・室内機フィルター清掃
- その他・・・国土交通省大臣官房官庁営繕部監修の建築保全業務共通仕様書による。
- 冷媒漏えい点検・整備記録簿の作成
- フロン排出抑制法に基づく対象機器の点検・整備記録簿の作成

6 点検結果報告

受託者は、保守点検業務に関する状況を書類で委託者に報告すること。

7 作業報告及び検査

業務終了後、受託者は、作業完了報告書、作業記録写真等を速やかに提出し、委託者の検査を受けること。

8 代金の請求及び支払い

(1) 受託者は、検査終了後、適法な請求書の提出により代金の請求をするものとする。

(2) 委託者は、適法な請求書を受理した日から30日以内に当該代金を支払うものとする。

9 故障時の対応

修理依頼については別途連絡し、対応時に別途支払いとする。

10 その他

本仕様に定めのない事項に関して疑義が生じた事項については、必要に応じ双方協議の上、決定すること。